

令和5年度予算編成方針の概要

基本方針

令和5年度は「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「第3次プラン」という。）の目標達成に向け、真に必要な分野や事業へ予算を振り向けることで、「生き生き岡山」の実現に向けた取組を強化し、これまでの好循環の流れを一層加速させるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた施策や、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興の総仕上げに向けた施策に着実に取り組み、本県の持続的な発展に結びつけるための予算編成とする。

予算要求基準

基本方針を踏まえ、第3次プランに掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略等に基づき重点的に推進する施策・事業、おかやま創生の実現に向けた施策・事業については、既存事業の積極的なスクラップ・アンド・ビルドを前提に、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分することとし、以下のとおり要求基準を定める。

また、厳しい財政状況に鑑み、収支改善を適切に確保するとともに、持続可能な財政運営を図るため、国の経済対策に呼応する場合等を除き、県の負担増につながる補正予算の編成や国庫補助事業の内示落ちに係る地方負担額の流用は、原則認めない。ただし、補助公共事業の内示落ちについては、事前防災・減災対策の観点から、財政当局が認めた所要額は、単独公共事業への振替を認める。

なお、今後、国の予算編成や地方財政措置等の内容が明らかになるのに合わせ、あらためて通知することもある。

〔義務的経費〕

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。

〔一般行政経費〕

オンライン会議の定着による経費の削減など、引き続き、ウィズコロナへの対応を意識した要求とすること。

また、別紙「令和5年度重点的に推進すべき施策に関する方針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果等の観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

(事業費)

- ・ 単県医療費公費負担等の社会福祉の見地から支出される経費や、協定や契約に基づき負担額があらかじめ決められている経費など、その性質が義務的経費に準ずる経費のうち、財政当局が認めたものについては要求上限を設けないこととする。その要求に当たっては義務的経費と同様に必要最小限での要求とすること。なお、適正な受益者負担の在り方を検討の上、制度の抜本的な見直しに取り組んだ場合には、財政当局が認めた額を要求上限に加算する。

上記の準義務的経費以外の経費については、これまでの行革による見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底等は継続した上で、一般財源ベースで令和4年度当初予算額に、電気料金の上昇など物価高騰を考慮して財政当局が示した額を加算した額を要求上限とする。

要求に当たっては、安易にシーリングを一律にかけるといった手法をとらないよう努めるとともに、既存の施策・事業について行政評価の実施結果等を基に積極的な見直しを行うこと。

(運営費)

- ・ 事業費ベースで令和4年度当初予算額に、電気料金の上昇など物価高騰を考慮して財政当局が示した額を加算した額を要求上限とする。

なお、要求上限にかかわらず、個別管理事業及び行革の推進に資するもの等で財政当局が認めたものは、所要額を要求できることとする。

[投資的経費]

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策・事前防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を着実に進める。

- ・ 補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで令和4年度当初予算額（国の河川激甚災害対策特別緊急事業及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に採択された事業（以下「河川激特事業等」という。）に係る予算として、財政当局が別枠で認めた額を除く。）に、物価高騰を考慮して財政当局が示した額を加算した額を要求上限とする。なお、要求上限にかかわらず、再度災害防止の観点から、河川激特事業等に採択された事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。
- ・ 維持修繕経費は、要求上限の範囲で、地方負担額ベースで令和4年度当初予算額の110%までの要求を認める。
- ・ このほか、一定規模以上の建築公共事業（県庁舎耐震化整備、水島警察署建替整備）は個別管理とし、所要額を精査した上で要求を認める。
- ・ また、個別施設計画に基づく施設等の大規模修繕事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。
- ・ 国直轄事業負担金及び災害復旧事業費については、所要額での要求とすること。

令和5年度 重点的に推進すべき施策に関する方針

「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「第3次プラン」という。）及び「第2期おかやま創生総合戦略」（以下「第2期創生戦略」という。）を総合的、効果的に推進するため、令和5年度において重点的に推進すべき施策については、次のとおりとする。

1 基本方針

人口減少問題やカーボンニュートラルへの対応、デジタル技術の導入などの喫緊の課題を克服し、本県の持続的発展に向けた確実な道筋を示すため、第3次プラン及び第2期創生戦略に基づく施策について、新型コロナウイルス感染症を契機とする社会の大きな変化や県民等のニーズを的確に把握し、県が果たすべき役割を明確化した上で、市町村をはじめ、様々な主体と連携しながら、一層の重点化を図る。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対策や平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興の総仕上げに向け、引き続き全庁一丸となって全力で取り組む。

また、これまで進めてきた効果的な施策の検討を一層推進し、成果を重視し、必要性、優先度を十分勘案して立案するため、EBPMの取組を継続する。

2 重点的に推進すべき施策の検討等

(1) 第3次プランの重点戦略の推進

令和5年4月に、第3次プランの行動計画期間の折り返し点を迎えることから、「生き生き岡山」の実現に向けて、

教育県岡山の復活

地域を支える産業の振興

安心で豊かさが実感できる地域の創造

の3つの重点戦略に係る生き生き指標について、達成に向けた取組を強化するため、成果を重視し、必要性、優先度等を十分勘案した実効性の高い施策を検討する。

その際、第3次プランにおいて提示した長期構想を念頭に置き、本県が直面する中長期的な課題への対応に資するものとなるように考慮する。

(2) 新型コロナウイルス感染症を巡る課題への取組

新型コロナウイルス感染症を契機とするデジタル化の進展や地方分散の流れなどの社会の大きな変化を踏まえつつ、ウィズコロナ、ポストコロナを見通した施策を検討する。

(3) おかやま創生の推進

第2期創生戦略で掲げる4つの基本目標（自然減対策、社会減対策、経済力の確保、地域の活力維持）の達成に向けて、適切な役割分担を踏まえつつ、市町村をはじめとする多様な主体と連携した、実効性の高い施策を検討する。

(4) 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

被災者が、一日も早く住み慣れた地域で普段の生活を取り戻し、希望を持って安心して暮らせるように、復旧・復興の総仕上げに向けた施策を検討する。

3 効果的な検討のために留意する視点

限られた財源を最大限活用するため、以下に列記する視点を踏まえつつ、EBPMの推進や、ナッジの活用をはじめとする様々な情報、検討手法、先端技術等を活用し、好循環の起点となるような効果的な施策を検討する。

(1) デジタル技術の導入

先進的な技術開発の動向はもとより、国や自治体での活用事例や実情等を十分に確認し、トータルコストを抑制しつつ県民の利便性や生産性の向上に確実につながるものとなるよう、AI・RPAやデジタルマーケティングなど、デジタル技術の導入を検討する。

(2) ニーズの把握、現状と課題の分析結果の活用

マーケティング重視の観点に立って、県民満足度調査結果をはじめとする様々なデータを活用するなど、県民、企業、市町村等のニーズを的確に把握するとともに、MCEを念頭に置き、現状と課題についてロジックツリーをはじめとする手法を活用して徹底した分析を行い、エビデンスに基づき県として実施すべき必要性を明確に打ち出し、効果的な施策となるよう検討する。

(3) 行政評価結果等の活用

行政評価の結果等を活用して既存の施策の分析を行い、第3次プランの目標達成に向けて適切な施策となるように検討する。

(4) 先進事例等の活用

過去の類似事例はもとより、他の都道府県や民間、海外などにおける様々な先進・成功事例やエビデンスを収集し、施策の効果やコストの確認のために活用する。

(5) 費用対効果の評価結果の活用

施策の妥当性を判断するに当たり、トータルコストを考慮しながら、施策の実施により期待される効果を貨幣価値又は指数で比較する費用便益分析や費用効果分析など、費用と効果の関係を客観化した評価結果を活用する。

(6) 施策の主体の明確化

民間が行うべき施策は民間で、市町村が行うべき施策は市町村で実施し、連携して取り組む施策については各主体の役割を明確化するほか、市町村や受益者に応分の負担を求めているかといった観点から考察を進め、県が真に実施すべき施策として充実した内容となるよう検討する。

4 国の動向等を踏まえた検討

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2022」、「デジタル田園都市国家構想基本方針」等のもとより、予算編成の動向等を確認の上、必要に応じて施策に反映する。

5 EBPMの実施

施策の立案時にエビデンスを参照し、既存のエビデンスが無い場合は、自らエビデンスを作り出すことができるように施策を立案し、実施後に効果検証を行うことを目指す。